

第4回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

開催日時 令和7年7月30日（水）午後3時00分～4時30分
会 場 防府市役所本館2階 共用会議室2A2B2C
出席委員 9人（欠席：0人）
傍聴人 1人（報道：0人）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

- (1) 防府市自治基本条例の見直しについて
- (2) 防府市自治基本条例の運用状況等について

○事務局

定刻になりましたので、第4回防府市自治基本条例推進協議会を開催いたします。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

協議に入る前に、前回の会議の中で補足説明を求められた3件について、ご説明いたします。

まずは、「SNSの登録者数」についてです。

広報政策課に確認したところ、開始当初の想定は特にはないが、現在は目標値を設定し取り組んでいるということです。今年度は、Instagramの登録者数3,000人を目指し、ストーリーズやリール動画などを活用して配信をしております。昨年度4月から6月の増加数90人に対し、今年度の同期間の増加数は約260人と、一定の効果があったと考えているとのことでした。また今年10月には、防府市公式LINEアカウントをリニューアルすることとしており、今年度は7,000人、再来年度は30,000人を目標に取り組むこととしているとのことです。

次に、「子ども防災士の認定」についてです。

認定試験というものはなく、3日間の講座を全て受講した子どもを「子ども防災士」として認定されています。

最後に、「自主防災組織率の県基準」についてです。

県の自主防災組織の基準について県に確認したところ、消防庁の消防白書に係る調査に基づき「自主防災組織として規約を制定しているか」、「自治会規約に防災に関する組織を規定しているか」、「自ら消防防災活動を行っているか」、「消防防災活動に参加しているか」の4つの防災活動項目に、1つでも該当すれば対象となっているとのことでした。

なお、この度ご指摘ありました自主防災組織率は、今後、市の基準を表記いたします。

補足説明は、以上です。

それでは、ここからの進行を横田委員長、お願ひいたします。

○委員長

暑いところ皆さんお集まりいただき、ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは、次第に沿って協議に入ります。

次第1、条文等に関する検討のうち、(1)条例の見直しについて、事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局

会議資料No.1（条文の改正）をご覧ください。

第3条の市民等については、近年、空き家が問題となっており、防府市に土地や建物を所有しているだけの者も、市民等に含めたらどうかというご意見でした。

その際に、防府市の市民等の定義が、他の自治体と比べて普通の定義なのか調査をしていただきたいとのことでした。

参考資料1「各自治体における市民等の定義について」をご覧ください。

山口県内や近隣の広島県及び福岡県内の自治基本条例等を制定している全ての21市町における市民等の定義を確認しました。市民等の定義については、主に「市内に住所を有する人」、「市内に住んでいる人」、「市内で働く人」、「市内で学ぶ人」、「市内で事業活動を行う人・団体」と定義している自治体が多く、「不動産所有者」を含めている自治体は3件と少数でした。

また、令和4年度以降、条文改正をしている自治体は、参考資料2「他市の条文改正について」に記載のある3市であり、そのうち、市民等の定義を変えている自治体は、山陽小野田市のみでした。

説明は以上です。

○委員長

「市民等の定義」について、参考資料を付けていただきました。

大体定義について、ざっと調べると「不動産を有するもの」を含めているところもあるが、数は非常に少ないということでありました。

この件について、何かご意見があれば、いただければと思います。

○A委員

この意見を出したのは私です。まずご調査いただきありがとうございます。

私も知らなかつたのですが、定義をしてる公共団体もあるんだなと、逆にびっくりします。それは率直な感想ですが、メジャーな定義ではないというところは、先ほど事務局からコメントがあった通りだと思います。これはあくまで自治基本条例という、かなり抽象的で、精神的な側面の強い条例ですので、「市民等の定義」が、直ちに行政の細かい事務に影響することは、ないのだろうというふうに理解しております。

特に私が問題提起した不動産所有者。今私が想定してるのは、防府市で育ったけれども大学で東京とかに出て、もうこちらに帰ってこない人で、父母が亡くなったから、土地だけは持っている。

そういう人たちにどう対応していくのかという、市政の大きな方向性の問題だと思っていて、そういう人たちを積極的に権利者として、きちんと義務を果たしてもらいますというふうに、市民の中に取り込んでいく。

義務を課す相手方として、今後広く取り込んでいくという発想なのか、それとも、そういった人はお客様というか行政処分をする単なる対象者であって、自分たちの権利行使してもらったり責任を果たしてもらう対象とは別個の、外側に置くんだという方針なのかで、定義していくべきなのかなと思います。

私は今回これを意見したのは、去年か一昨年か、太陽光発電の条例の改正に関与したときに、何か手がかりになる条例があった方が、改正の手がかりになるとか条文を作る上での参考になると思ったので、こういう問題提起をいたしましたが、冒頭申し上げた通り、かなり精神論的な部分もございますので、今回これを入れたほうがいいとか、そういう意見を申し上げるつもりではなく、ただ議論の参考というか、きっかけにしていただきたかったということでございます。

○委員長

この件について、何かご意見ございますか。

○B委員

空き家対策、空地対策、一緒だと思いますけど、防府から出ていって、もう市民じゃないよといえるとは思いますが、防府に不動産を所有している限りは、何らかの形で条文にあるほうがいいかなと思いました。

それと、条文を拡張した場合、防府市では全然ないですけど、今問題となってる外国人の土地所有の問題。その辺は、これから将来、問題が出たときに、防府に不動産を所有している人と同等の考えでいいのかというのもあると思います。

ケースバイケースで難しいところがあると思いますが、ある程度、縛りというか条文を増やすみたいなことがあってもいいのではないかと思います。

○C委員

今の関連でいくと、いわゆる空き家と空地で、一番問題になるのは管理責任ということだと思いますが、その前に何をしておけば管理責任を問えるのか。その辺の管理責任が問えるような、最低限のなにかはあったほうがいいと思います。

全く野放しとかではなく、ただ、あまりそれを厳格に決めてしまい、がんじがらめになってしまふと、今度はまた、それはそれで大変な面があるかなという気もします。

○委員長

最近のニュースで、長崎市で、空き家の行政代執行があったという話が出てましたけれども、現実にそういう問題を具体的に解決するときにということですね。市民等に不動産所有者を含めても、その解決をするためには、空き家とか土地に関するいろんな法律とか条例だと、そういったものに基づいて手続きを進めなければいけないので、なかなかすぐに解決できるのかというところが、難しいかなというふうには思います。

○B委員

A委員が言われたのは、そういう土地を持っていたら、権利も生じるし、義務も生じるということで、その時にその義務ってなんだろうということになってくると思いますけど、ずっとここに居られないわけですから。それが条例として、文言を入れるときにどういう形ができるのか。

○A委員

私の問題意識は先ほど申し上げた通り、今後、議員立法なり、市長部局の立法なりで、市の独自条例を作るときに、何か手がかりを1つ、布石を打っておく。

防府市は、他の公共団体みたいなことはなく、土地所有者も巻き込んで責任を課すよという方向性を示しておけば、ここからは技術的な話ですけど、その条例が合憲と判断されやすくなる。

あまり他の公共団体がしてないような義務を課したりしても、その条例が適法とされやすくなる。これだけで何かが変わるわけではないんですけど、今後を見据えて、こういう文言を入れておいてもいいのかなと思いました。

そのためには、大きい市政の方針とか、今後、市がどういうことをやるのかというのも勉強しないと、これを入れて意味があるかどうかとかいうことも分からないので、私が申し上げるれるのは、ここまでではないかなと思います。

○D委員

空き家については個別条例があり、そちらに空き家所有者の責務も明記されているので、個別条例の方でしっかりと対策をしていただく方向で、この自治基本条例は、あくまでも防府市全体のことなので、個別に関することはしっかりと個別条例で管理していくような形が望ましいのではないかと思います。

○E委員

最初にA委員にそのお話を聞いたとき、防府に不動産を有する人が、この自治基本条例の中に入ってくるというのが、門戸を広げるというか、権利と責務を課すという意味で、広く幅を取るということで、何か目的も叶えられるのかという気もしました。

実際、北九州市はそれを入れているというので、私もちょっとびっくりしました。

ただ、その社会的課題に対応するということを目的で考えるのであれば、D委員が言われたような空き家の条例の中で、空き家を持つて所有者の責務として載せた方が、より実効性があるのではないかという気がしました。

自治基本条例に載せることが、手がかりとなる条例としての指針ということであれば、それなりにあるかもしれません、実効性があるのかというところは、なかなか難しいのかなという印象を受けました。

○B委員

要はその条例に対する縛りというのが、この基本条例では無いということで、大元のところがなくとも、個別条例に中身があるのだからいいよということなのですか。

○A委員

私は、責務の方、義務の方を中心に話しましたけど、例えば空き家だと、解体の補助金とともに市は用意してます。その要件に、市内に住所を有してする人とかいう縛りはなかったと記憶してますので、ここを変えたから、その補助金の範囲を広げられるとか、そういうことではないと思います。

だから、繰り返し申し上げているのが、これを変えたら何か具体的に市の施策が変わるわけではないけど、今後、市が何か新たな施策をやるときに、市民等に所有者も入ってるから、こういう人たちに何か権利を与えやすくなるとか、義務を課しやすくなるということで、参考として入れてもいいかと思い問題提起をしました。

これも先ほど申し上げましたけど、多数派ではないというのが分かりましたので、あんまり急にやらなければいけない話でもないかと思いましたし、個別法でしっかりとやればいいのではないかというご意見は、ごもっともだと思いますので、それをまた否定するつもりはございません。

○F委員

私も、市民等の定義を変えることで、そういう施策ができたときに、受け入れやすくなるということについて、直ぐに頭に浮かびましたが、やっぱり言われるように、個別の問題については、それぞれの個別で対応というところが、結果的に伝わりやすいのかなと。

基本条例なので、本当の問題解決については、個別の対応の方がより実践的なのではないかというふうに思いました。

○B委員

参考資料No.1の各自治体の市民の定義で、市内に住所を有する人とあるのは、住民票のある人と思いますが、市内に住んでいる人とは、例えば住所変更せずに短期労働みたいな形で来てる人を指すのですか。

○事務局

市内に住所を有する人は、今言われた通り住民票を有する方ということになります。市内に住んでる方というのは、住民票をつけずに市内に住んでる方が、一定数おられるということもありますのでそういう方も含めているのかなと思います。

ただ、市内で事業活動を行う人、団体を、防府市は含めておりますので、市内に住んでおられる方であれば、住民票がなくても市内で活動することで対象になっていると思います。

○B委員

防府市と山陽小野田市は、市民を住民票がある人にしてる。宇都市などの県内の他市では、市内に住んでいる人にして、対象が多くなっているということですか。

○事務局

防府市の定義だと、市民というのは住民票のある人だけです。宇都市の定義と比べて、市民の対象にならない人が多いですが、市民等の対象には、なっているのではないかと思います。

○委員長

定義の(1)で市民を規定しているけれども、(2)の市民等のところでは、かなり広くとっているので、そこには含まれるだろうという解釈ができるということですね。

市内で働き、学び、それからその他の活動を行う人もあるので、そういうのを含めて見ていけば、大体の人たちも入るだろうということです。

○G委員

空き家の問題で、当然、義務を追求するという過程の中で、市民等の定義に不動産を有するものが入ってるというのは非常に解釈がしやすいし、布石と言われたので個別の問題といいながらも、新しい問題に対して対処していくときに、これが有効に活用するのであれば、私はある面入れてもいいかと思います。

また、市民等に入っていることによって、何らかの権利、補助金が受けられるとか、その拡大解釈して、マイナスに働くことがあるのかどうか。

それがまだはっきり区別がつかないところで、個別で対応するっていうのは、確かにそうかもしれませんけど、現実にいろんな問題が起こってるわけですから、新しく展開していく過程の中で、こういうものを入れて、デメリットがどれだけあるのかなと思うわけです。

今、新しくいろんな問題で、放置したりとか、不法といえるようなことが多く行われてきていて、社会が昔以上に悪くなっているような気がするんです。

だから、今すぐ結論が出ないと思いますが、不動産の撤去の問題とか相続の問題とか空き家とか、

そういう問題が大きく今クローズアップされてるわけですから、それに対応するものの布石になると
いうことが、デメリットもあるしプラスもあるのだったら、そこを比較して秤にかけてはどうな
かと思ったりします。

○H委員

私も今、自分が住んでいる家の裏が空き家で、住んでる人が分からない、連絡がつかないという状
態で、草ぼうぼうで仕方ないから自分たちで刈ることがあります。

この話を聞いてると、このような中に入ってくれて、何か対処してもらえるものがあるといいな
と思いました。

G委員の話を聞いてると、デメリットが少ないのであれば入れてもいいのかなと思いながら、なか
なか難しいなと思っています。

○委員長

全員にご意見を伺いまして、積極的に入れたほうがいいのではないかというご意見もあれば、個別
対策の方で、まずそちらの条例とか個別に対応すればいいのではないかというご意見と、それからど
ちらか迷っているというご意見だったと思います。

それで、どうまとめると、ちょっと難しいですが。

今、例えば地方創生との関係で、総務省が、2拠点居住者とか、それからいわゆる関係人口。関係
人口って、ものすごい抽象的で、要するに多様に関わる人すべてが関係人口なので。

それでも多様に関わる時に、よそに住んでいて防府市に興味があって、そこで何か支援活動をして
いれば、これは市内で活動していることになるので、市民等に入ることはあります。

もしかすると、そういう関係人口なんかも含めて、例えば市民等の中に入れ込んでいくような定義
の変更を、これからしなければいけないかもしれない、そういう動向もふまえて、その時に、
一緒に、市内に不動産を有するものを市民等の定義に入るというやり方もあるかなと思います。

つまり、もうちょっと先延ばしして、その時に今回こういう意見が出てるので、それも踏まえて、
例えば市民等の定義について少し見直すというような、そういう提言を出してもらい検討するという
考え方もあるかと思いますけども、いかがでしょうか。

○C委員

今の関連で、一番困るのは空き家で、先ほどH委員がおっしゃった、所有者が分からないこと、そ
れが困るわけです。

所有者を把握するために、条例に入れておけば把握できるのであれば、入れておいてもいいかなと
いう気はしています。

○委員長

その問題を具体的に解決するのは国の法律で、基本的にその法律の中でやらなければいけないこ
とです。さっきから出ている意見は要するに、個別の条例を作る上で、例えばここに市民等に入っ
た方がいいということですね。

ただ、具体的にその解決をするというときに、条例に入れておくことが、どの程度本当に有効かと
いうようなことをおっしゃっている委員さんもいて、その辺で意見がちょっと分かれてるということ
だと思います。

○A委員

これを入れることによる功罪ですよね。良いことと悪いことがあって、質問した私が言うのもなん

ですけど、これは全然読めないです。私はおそらく、良いことだけ語ってると思いますけど。

例えば、某国が防府市の土地をたくさん買って、そこに太陽光発電をバンバン始める。それで私は市民だと、権利があるんだと、自治基本条例にこう書いてあると。このようなことも考えられ、それが直ちに何かに結びつくわけではないんですけど。ですので、この定義を広げるというのは慎重であるべきだという意見は、私はごもっともだと思います。

この落としどころの、私の意見としては、委員長がおっしゃった通り、今回、こういう意見が出て意見が拮抗してるとか、両面からの意見が出たということを、最終的な提言書に議論の両方の立場から書いていただいて、それを4年に1回の協議会の議論に持ち越していただきたいと思います。

少なくともここで1回か2回議論して、結論するにはちょっとまずいというか、もう少し懐の深い問題かなと思います。

○B委員

国の方向性っていうのは、特に、ないですか。

○委員長

今、いろいろ問題提起はされてますが、法律なんかがどうなるかというのはまだ分からないです。空き家については、先ほどおっしゃったように、だんだん厳しいというと変ですけども、きちんとやるようという方向で、今、法律の改正を行ったりします。

ちょっと難しい問題でもあって、両論ありますので、今回については今、ご意見を伺いましたので意見書にはこういう意見が出たっていうことを両方きちんと書くという形にして、条文の改正を求めるというようなことまでは、今回は取りまとめないということで、一応、そういう結論にしたいのですけども、いかがでございましょうか。

よろしいですか。

それでは、そういう形にしたいと思いますので、また事務局と調整しながら、どういう形で意見書を書くかということを検討いたします。

次に、運用状況の方に行きたいと思います。事務局からご説明お願いします。

○事務局

会議資料No.2（運用状況）をご覧ください。前回までに出された意見について順番に説明します。

まず、条例8条第3項において、議会中継は1週間後には閲覧可能となる等の制度を知らない方もいるということから、「議会のインターネット中継について、もっと宣伝したらどうか」という意見がありました。

次に、第12条第2項において、2点ご意見がありました。

1点目は、色々な研修も必要と思うが、「異動した職員や新人職員について、まずは自分の職場や業務についての研修が必要ではないか」という意見でした。

2点目は、職員だけでなく、「会計年度任用職員等も、実務的なことだけでなく、公務員としての倫理や接遇についても研修が必要ではないか」という意見がありました。

次に、第13条第1項において、「総合計画に掲げる事業については、市広報で、最近は図やイラストを使い、分かりやすくなってきており、このような市民の目に触れるような取組は、続けて欲しい」という意見がありました。

次に、第15条第1項において、「携帯のＬＩＮＥで市広報が見られるようになっているが、QRコードが載っていても読み込むことが出来ない」との意見がありました。こちらにつきましては、広報政

策課に確認しましたところ、携帯でのQRコードの読み込みについて、出来る方法を検討しているとのことでした。

次に、第23条において、2点ご意見がありました。

1点目の「自主防災組織率は、県の基準でなく、市の基準で示した方がよい」というご意見については、先程申しましたとおり、市の基準を表記するようにいたします。

2点目は、条文について、「災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守る、災害以外の一般的な危機に対しても守るという趣旨になっている」という意見がありました。

次に、第26条第1項において、「防府市自治基本条例の解説について、古い記載がありましたこともあり、時代に即したものになるよう見直しをすべきではないか。」というご意見がありました。

次に、第27条第1項において、アンケートの回収率が低いことについて「市民の声をしっかり聞けるようアンケートの方法や設問について工夫して欲しい」という意見がありました。

次に、第30条第1項では、まちづくりという言葉について、「積極的なイメージがあるが、現在は、空家や人口減少などの社会的課題の解決に取り組むといった段階に来ているのではないか」という意見がありました。

次に第30条第2項において、2点ご意見がありました。

1点目は、過去3年間に比べて令和6年度の「市民活動団体と市民のマッチングがかなり増えている」という意見でした。

2点目は、「ふるさと寄付金について、対象となっているNPO法人を、ずっと対象とするのではなく見直しも必要ではないか」という意見がありました。

最後に、第31条第2項では、7市町の連携による山口ゆめ回廊などの取組について、「観光などで他市と連携することで、交流人口が増えるような取組は素晴らしいことなので、引き続き進めていただきたい」という意見がありました。

説明は以上です。

○委員長

以上について、基本的にこの協議会の中でいただいた意見をまとめておりますけども、これが抜けているとか、ここはこういうふうに変えたいなどを含めて、ご意見をいただきたいと思います。

○B委員

自治会の活動というのは、第9章の第30条第2項で、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するということになってます。この地域コミュニティの中に自治会が入っているということなんんですけど、この地域コミュニティっていうのは、有志だけでやる仲良しグループっていうか、これやるよって有志だけで集まってやるようなグループんですけど、自治会は市民全体を対象にしています。

地域コミュニティには義務とかはないけど、自治会には、市の手伝いもいっぱいある。広報の配布もあるし、寄附もあるし、電気代のこともある。市の手伝いもしてるので、これについては違うということで、地域コミュニティということでドーンと入ってますけど、私は自治会はちょっと違うんだということで、もう別に記載してもらったほうがいいかなと思ってます。

今ちょっと考てるのが条例で、自治会応援条例。出雲市はもう10年前にできてまして、宇都市でも、この7月初めにこれから検討しますと言っています。

今後、防府市自治会連合会の方でも、そういう動きをしようというふうに思っています。その時

に、この基本条例で地域コミュニティの中に入っているとなっていますけど、別に自治会を記載してもらった方が、応援条例を制定するときとかに、受け入れやすくなると思ってます。

○事務局

地域コミュニティの捉え方の話だと思いますが、小さく捉えれば委員の言われる通りですけれど、条例の解説にも書いていますが、ここでいう地域コミュニティは、自治会などの地縁型の活動組織ということで解釈をしていますので、ここに自治会が含まれていることは間違いないです。

大きい範囲で捉えるか小さい範囲で捉えるかっていうことになってくる、解釈というかその問題になってくるのでしょうか。

○B委員

私は、そういうことで十把一絡げにして、自治会を取り扱われたら困ると。全然、事情が違うんだということを、理解していただければいいです。

○C委員

今、B委員が言われた、出雲市の自治会応援条例の情報を持っています。

これを見ると、第1条（目的）の中に、地域コミュニティの中心的な担い手である自治会等を応援すると記載しています。だから、地域コミュニティの中に、自治会も含まれるということであるならば、これで良しとするのか。

○委員長

この中で、一応は、位置付けはちゃんとしてるというべきでしょう。よろしいでしょうか。

その他、ご意見ございませんでしょうか。

○A委員

23条の危機管理について、条文に生活の平穏まで守るとしています。

この6月7月に、災害救助法と災害対策基本法という法律の改正がございまして、その中で、災害救助法ですけど、行政が提供する救助の中に「福祉サービスの提供」っていうのが入りました。

そうすると、生命とか身体を守るのは消防署の方だったり、場合によっては自衛隊の方、それからドクター、医療関係者だと思うんですけど、生活を守るっていうのは、そういう人たちでフォローできない部分もあって、まさにそれをフォローするため、福祉サービスまでやりますということ。

災害で、これまでいろいろ経験した中で、福祉も重要ことがあるから、災害救助法の中でもこういったことが入ってきており、それは生活の平穏を守るっていうこの要素と、かなり整合的な要素かと思います。

どっちかっていうと市の条例に国の法律が追いついたという、実は市のこの条例はかなり最先端のことを言っていたということがございましたので、当然改正を求める事はないということです。

○委員長

今のご意見は、条例の解説に詳しく出ていますけど、特にその解説とかに、何かこう加えたほうがいいとか、そういうことではなく、むしろ、この市の条例が先を行っていたということの話ですね。わかりました。

以前、A委員さんがおっしゃっていた「まちづくり」っていう言葉について、この解説を見ると「まちづくり」のところに、課題解決みたいなことも一応書き込まれているので、この「まちづくり」という言葉に、その課題解決も入っているということでご承認いただいてよろしいですか。はい、ありがとうございます。

○E委員

以前、公益通報について、C委員が意見されていたと思いますが、私も協議会が始まる前から一番気になっていたところで、条文にきちんと書かれているというのが確認できて、これが守られるものであって欲しいと思います。

何か解釈の仕方で、公益通報ではないという判断をされる恐れがあると、いろいろと他県みたいな感じになることもあるかもとか、そのような意見を言われていたと思います。

○委員長

そういう意見が出たということも、運用状況に対する意見のところに付け加えてください。

その他何かございますでしょうか。大体よろしいですかね。

それでは、本日、ご意見をいただきましたものも含めまして、次回に提言（案）のような形で出していただいて、それについて皆さんに意見を伺って、提言という形にしたいと思います。

○事務局

委員長が言われましたように、今日いただいた意見も含め、提言書（案）を作成し、ご提示させていただきます。そこで内容について検討していただいて、ここを直したほうがいいとか、ご意見をいただきたいと思います。

その際に、提言書（案）が、ある程度それでいいということになれば、事務局と委員長に一任していただく、次回、見ていただいて、ご納得いただけるようなものであれば、そこで一任という形をとらせていただくことも、考えております。

○委員長

そのような形で進めていくということで。次回、また意見があるということで必要があれば、またもう1回開催するということで。

それでは、今日の協議は以上として、最後、事務局の方から連絡事項をお願いします。

○事務局

本日の協議会の後、またご質問等があれば、事務局にご連絡いただけたらと思います。

先ほども申しましたように、提言書（案）を次回お示しさせていただこうと思います。

スケジュールの予定は、10月に次回の開催をさせていただきたいと思いますので、また日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

以上になります。

どうも、本日は、ありがとうございました。